

第44期決算公告

2017年6月20日

東京都江東区東陽七丁目2番14号
日立物流ソフトウェア株式会社
取締役社長 浦山 一紀

貸借対照表

(2017年 3月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	6,826,850	流動負債	2,146,972
預金	38,569	買掛金	771,853
電子記録債権	5,632	リース債務	19,958
売掛金	2,472,919	未払金	100,623
商品	111,668	未払法人税等	189,947
仕掛品	166,415	未払消費税等	244,343
貯蔵品	94	未払費用	768,234
繰延税金資産	220,486	前受金	9,408
預け金	3,706,490	預り金	36,602
未収入金	28,998	プログラム補修引当金	6,000
前払費用	66,103	固定負債	3,325,743
その他	9,471	リース債務	34,185
固定資産	1,655,976	退職給付引当金	3,259,158
有形固定資産	52,338	役員退職慰労引当金	32,400
建物	6,954	負債合計	5,472,715
工具、器具及び備品	80	【純資産の部】	
リース資産	45,303	株主資本	3,010,111
無形固定資産	252,234	資本金	210,000
ソフトウェア	204,268	資本剰余金	60,000
ソフトウェア仮勘定	37,014	資本準備金	60,000
リース資産	8,840	利益剰余金	2,740,111
その他	2,111	利益準備金	52,500
投資その他の資産	1,351,403	その他利益剰余金	2,687,611
関係会社株式	23,240	別途積立金	2,073,000
関係会社出資金	27,224	繰越利益剰余金	614,611
差入保証金	27,177		
長期前払費用	22,888	純資産合計	3,010,111
前払年金費用	330,135	負債純資産合計	8,482,827
繰延税金資産	916,532		
その他	4,205		
資産合計	8,482,827		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法
 - (2) たな卸資産 個別法に基づく原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
 - (2) 受注損失引当金
ソフトウェア・サービスの請負契約に基づく開発のうち、期末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
 - (3) プログラム補修引当金
プログラムの無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間(15～25年)による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過するため、前払年金費用として、投資その他の資産に計上しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 追加情報
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。